

公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和7年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
宇多津町	下水道事業	公共下水道	

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営 体制を継続
事業廃止	民営化・ 民間譲渡	地方独立 行政法人 への移行	広域化等	民間活用			
				指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	
			●			●	

抜本的な改革の取組状況

取組事項		(下水道事業)広域化等					
実施済		(実施類型)	(取組の概要)		(実施(予定)時期)		
		汚水処理施設の 統廃合			年	月	日
		処理場廃止あり					
		公共下水・流域下 水の統合	公共下水同士 の統合	集落排水・公共下水と の統合	特環下水と公共下 水との統合	その他	
実施予定		汚泥処理の 共同化	維持管理・事務 の共同化	最適な汚水処理施設 の選択(最適化)			
		(取組の効果額)		(取組の効果額内訳)			
		百万円(年)					
検討中	●	(取組の概要)		(検討状況・課題)			
		県を主体として、県関係各課、 県内市町及び一部事務組合に係 る汚水処理の事業運営に係 る広域化・共同化計画の策定 に向けて検討を実施している。 本県の汚水処理事業の「広域 化・共同化」については、全県 的な組織や経営の統合を目指 すものではなく、共通の課題を 抱える事業者が一体となり、よ り効率的な汚水処理事業の事 業経営を目指すものであり、実 施可能な範囲で広域化・共同 化を進めるものである。		平成30年10月に開催された、県内全ての汚水処理事業者によ る「香川県汚水処理事業の効率化に向けた検討会」に参加し、 「広域化・共同化」に向けて検討体制を構築して協議を重ねてき た。そのなかで、一定の方針が定まったことから、協議の一層 の推進や法的な位置付けを明確にするため、下水道法第31条 の4で規定する法定協議会を令和2年6月に設置し、検討を進め ている。			

取組事項

民間活用（PPP/PFI方式の活用）

実施済

実施予定

（取組の概要）

（取組の効果額）

百万円（年）

（方式）

BTO方式		公共施設等 運営権方式 （コンセッ ション方式）	
BOT方式			
BOO方式			
DB方式		港湾運 営会社制 度	
DBO方式		その他	

（導入・契約（予定）時期）

年 月 日

（取組の効果額内訳）

検討中

（取組の概要）

人口減少による使用料の減少、施設の老朽化、職員数の減少等により将来的に事業の継続が難しくなることが考えられるためウォーターPPPの導入を検討。長期契約のスケールメリットや民間ノウハウを活かし安定的な事業運営を目指すものである。

（検討状況・課題）

管理・更新一体マネジメント（レベル3.5）更新支援型を採用する予定。
令和8年度中に導入決定できるよう検討を進めている。